

## 安全協定第10条で規定する異常事象

### ●島根原子力発電所構内における火災の発生について

2月7日20時25分頃、島根原子力発電所屋外（放射線管理区域外）に設置している2号機主変圧器<sup>※1</sup>冷却ファン中継端子台<sup>※2</sup>にある端子接続部に焦げ跡があることを中国電力（株）社員が確認し、20時38分に消防署へ通報。その後、消防署による現地確認が行われ、22時05分に、火災と判断。

2号機主変圧器の冷却ファンは9台設置しており、当該火災の影響により1台が使用不可となつたが、その他の冷却ファンが稼働していることから、主変圧器の機能に影響はなく、2号機は運転を継続した。

なお、元々予定していた第18回定期事業者検査のため、2号機は2月9日より運転を停止している。

また、この火災による負傷者なし。放射能による外部への影響なし。

原因は、現在調査中。

※1 2号機で発電した電気の電圧を送電電圧に昇圧する設備

※2 主変圧器を冷却するファンに流れる電流が過大となった場合に、電流を止めて保護する設備の端子台

（中国電力（株）公表済）

### 《県の対応》

2月7日23時55分より、島根原子力発電所構内において、松江市と合同で立入調査を実施

#### ① 現場状況の確認

- ・中国電力（株）職員から、発見の経緯、対応状況等の説明を受け、現場の状況（主変圧器冷却ファンの中継端子台の端子接続部の焦げ跡等）を確認。

#### ②環境等への影響の有無の確認

- ・発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり、環境へ影響がないことを確認。

#### ③県の対応

- ・通報のあった中継端子台の状況等を確認し、原因究明と再発防止を口頭で求めた。